

# 作業別安全就業基準

## (1)全作業共通

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
一般	1-1	日頃から健康維持管理に努め、健康診断は進んで受けること	
	1-2	契約内容をよく理解し、契約以外の仕事は行わないこと	
	1-3	慣れた作業や面倒な作業でも、「作業手順」を省略しないこと	
	1-4	階段の昇降、傾斜や段差、凹凸、路面等の水漏れや凍結等に注意すること	
	1-5	発注者から預かった鍵、セキュリティカード等は厳重に保管し、就業日以外は持ち歩かないこと。また作業中は所定の場所に保管または、スプリングキーホルダー等に付け、身体から離さないようにすること	
	1-6	発注者から預かった品物の紛失や、破損に注意すること	
	1-7	予定表の確認と、就業会員同士の連絡を正確・綿密に行うこと	
	1-8	グループまたはローテーション就業の場合は、緊急時の連絡体制を確立すること	
交通安全	1-9	就業場所等への行き帰り等は、交通ルールを遵守し、交通事故に気を付けること	
	1-10	自転車で交差点の横断歩道を渡る時は、必ず降りて歩行者や車に気をつけて渡ること	
道具材料等	1-11	道具類は、取扱説明書または機器添付マニュアル等に沿った正しい使用法を守って使用すること	
	1-12	作業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施すること。点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告すること	
	1-13	洗剤等の使用について、使用上の注意事項を確認すること	
服装等	1-14	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること。また、清潔に保ち、他人に不快感をあたえないものを着用すること	
	1-15	地下足袋、運動靴、長靴等、作業に合った最適な履物を使用すること	
	1-16	室内での履物は、滑りにくく、かかとがあるものを着用すること	
作業前	1-17	軽い柔軟体操後に、作業に取りかかること	
	1-18	路上等で、通行人等に対し、危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めること	
	1-19	作業場所の環境や状況の安全確認に加え、ハチの巣や、チャドクガ等の有無も確認すること	

作業中	1-20	適宜、休憩を取り、健康の維持管理に努めること。特に夏場等は熱中症予防のため、定期的に水分や塩分補給を心がけること	
	1-21	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	1-22	業者等が作業している場所には立ち入らないこと。やむを得ず立ち入る場合は注意事項を確認し、ケガをしないように細心の注意を払うこと	
	1-23	作業は無理な姿勢で行わないこと。重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと。または無理なく複数人で行うこと	
	1-24	階段、脚立等の作業時は、踏み外し、転落等に注意すること	
	1-25	簡単な作業でも、脚立、梯子上でバランスが悪い姿勢での作業は行わないこと	
	1-26	長いひも類、装飾品を身に着けての作業はしないこと	
	1-27	ガラスなど破損しやすい物を扱う場合は、地面や机の上で作業すること	
	1-28	鋭利な刃物を取り扱う場合は、滑って指に当たらないように耐切創手袋を使用する等、細心の注意を払うこと	
	1-29	年数を経た設備を扱う場合は、破損等に十分注意すること	
	1-30	共同作業では、合図、連絡を正確に行いチームワーク良く作業すること	
	1-31	高所等危険な場所での作業は原則として行わない。ただし、安全と思われる範囲で梯子、脚立等を使用する場合は、保護帽(ヘルメット)を着用するとともに必要に応じ、安全帯を使用すること。また、作業に応じた安全保護具を備えること	
	1-32	踏み台や脚立を利用した作業を実施する場合は、安定性を確認すること	
1-33	道具類は放置せず、安全な状態で保管し、次の作業に移ること		
作業後	1-34	電気・ガス・水道の消し忘れや、止め忘れに注意すること	
運転	1-35	(6)運転 6-1～6-10 と同じ	

## (2)植木剪定

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
植木一般	2-1	安全帯・保護帽(ヘルメット)は常に着用して作業すること。あご紐は必ず結ぶこと	
	2-2	作業に応じて、手袋(軍手等)を着用すること	
	2-3	作業は原則、複数人で対応すること	
	2-4	作業前のミーティング(各人の役割と注意事項の認識共有)と全員での現場一周チェックを行うこと	

植木一般	2-5	概ね 4mを超える高さの樹木を剪定しないこと	
	2-6	作業服は、動きやすく、袖口のしまったものを着用すること	
	2-7	植木の種類によって、剪定してはいけない時季や害虫の出る時季、毒のあるもの等の理解を深めること	
	2-8	年数を経た設備が近くにある場合には特に注意をし、養生を怠らないこと	
梯子 脚立 三脚使用	2-9	開き止め、滑り止めのあるものを使用すること	
	2-10	梯子や脚立、三脚の固定を確認してから使用すること。ロープを使つての固定も考慮すること。足元に板を置く等平滑確保も注意すること	
	2-11	昇降する際、道具等は鞆に入れること、また、三点支持を守ること	
作業中	2-12	周辺に鋏・刃物類を放置しないこと	
	2-13	枝の切り落としの際は、樹下の安全確認をすること	
	2-14	剪定作業中に、樹下で作業をしないこと	
	2-15	道路に出て作業する際、標識(カラーコーン、トラロープ等)を設置すること	
	2-16	周囲の枯枝や地盤沈下を確認すること	
	2-17	梯子や脚立、三脚上で無理な姿勢での作業は行わないこと	
	2-18	天板に立たないこと	
	2-19	使用しない三脚や道具は、安全な場所を確保し、倒れないよう寝かして置くこと	
	2-20	作業中の梯子、脚立、三脚には触れないこと	
	2-21	三脚や梯子、脚立での作業移動が必要な場合、一旦地面に降りて体制を整えること。塀、門扉、屋根等発注者の建造物を足場として使用しないこと	
足場	2-22	足場板は、丈夫なものを使用すること	
	2-23	足場板は、ゴムバンドでしばり固定すること	
	2-24	足場板上で無理な姿勢で行わないこと	
	2-25	単管を組立使用する際は、経験者が設置に係ること(水平・垂直・すじかい等を確認すること)	
刈込	2-26	刃先の接触を避けるため、会員同士の距離を一定に保つこと	
	2-27	向かい合う位置で作業をしないこと	
	2-28	腐った幹や折れやすい・滑り易い樹種も有るので、枝につかまったり、身体を預けたりしないこと	
	2-29	直径 10 cm以上の枝を切る場合、ロープを掛け切った枝が地面に直接落下しないようにすること。また、切った枝が思わぬ方向へ飛び事故につながらないように、落下方向をコントロール可能な複数人体制で行うこと	

刈込	2-30	休止中の刈り込み鋏は、鞆に入れて管理すること	
	2-31	電動工具(バリカン等)の使用は、添付マニュアルに沿って使用すること	
	2-32	作業には建造物等に手足、身体を預けないこと	
運搬	2-33	(6)運転 6-1~6-10 と同じ	

### (3)草取り・草刈り

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
除草一般	3-1	作業服は、動きやすく、袖口のしまったものを着用すること	
	3-2	発注者と作業現場の確認(埋設物や架線の状況)を行うこと	
	3-3	刈払機、鎌などは、使用後のメンテナンスと定期的なメンテナンスを行うこと	
	3-4	年数を経た設備が近くにある場合には特に注意をし、養生を怠らないこと	
	3-5	鎌を使用していない時は、刃がむき出しにならないよう鞆等に入れて保管すること	
刈払機	3-6	駐車場内(砂利)での刈払機作業はしないこと	
	3-7	小砂利が目立つ作業場所は、手刈りで作業すること。広い場所等状況に応じて刈払機を使用する場合は、ハサミ刃を使用すること	
	3-8	個人宅の敷地内は、手で草取りすること。敷地内に広い場所があり機械刈りをする場合は、ハサミ刃を使用すること	
	3-9	人通り、道路、財物(駐車中の車や建物)が15m以内に在るときは、ハサミ刃を使用すること	
	3-10	チップソー刃の安定板は5cm高の物に付け替えて使用し、回転刃が地面に付かない様にする	
	3-11	刈払機使用時は、刃の損傷、取り付けのガタつき、飛散防止カバーの取り付けを確認すること	
	3-12	境界物、側溝やパイプ管周りを含め、障害物周辺は30cmを目途に、刈払機は使用しないこと	
	3-13	刈払機使用時は、刈込進路の遵守、防護ネットの使用等、万が一の石跳ね対策をすること	
	3-14	チップソー刃を使用時は、刈払機を操作する会員と防護ネット要員の3人態勢とし、ハサミ刃を使用時は、操作する会員と防護ネット要員の2人態勢で行うこと	
	3-15	刈払機を使用して刈る時は、往復刈りではなく刃の左側の上半分だけで刈ること(キックバックに注意)	
	3-16	刈払機使用時は、保護メガネと保護帽(ヘルメット)を着用すること	

刈払機	3-17	刈払機や芝刈機の給油タンクに油漏れはないかを確認すること	
	3-18	刈払機使用時は、作業半径 5m以内は立ち入らないこと(防護ネット要員は除く)	
	3-19	複数人で同時に作業する時は、会員同士の間隔を 10m以上取る こと	
	3-20	刈払機使用時以外は、エンジンスイッチを切り、刈刃の回転を止める こと	
	3-21	草類がからんだ場合、エンジンスイッチを切り、回転が止まったことを 確認してから草類を取り除くこと	
	3-22	振動障害予防対策(日振動ばく露量抑制)として、連続作業時間は 30 分以内とし、30 分作業につき、5 分～10 分程度の休憩をとること	
	3-23	作業前に石・空カン・ビン・鉄クズ等を除去し、埋設物や周囲の障害 物に目印を付けること	
	3-24	急斜面や危険な場所で使用しないこと	
	3-25	使用しない時は、刈刃カバーを着けること	
	3-26	道路に出て作業する際、標識(カラーコーン、トラロープ等)を設置す ること	
運搬	3-27	(6)運転 6-1～6-10 と同じ	

#### (4)襖・障子・網戸

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
襖一般	4-1	業務用カッター等、鋭利な刃物を使用する際は、厚みのある(カッターが滑って指に当たらない)定規を使用する。また、耐切創手袋を着用するなど、細心の注意を払って作業に取り組むこと	
	4-2	作業は基本的に複数人で行うこと	
	4-3	作業品や材料品を立て掛ける時は、倒れないように注意すること	
作業中	4-4	作業品を移動する時は、周囲の安全に注意をすること	
	4-5	ガラス入りの作業品を扱う時は、破損防止に注意をすること	
	4-6	道具や作業品は、作業台からはみ出さないように置くこと	
	4-7	刃物、きり類は、鞘等に収めて保管すること	
搬出入	4-8	周囲の安全を確認すること	
	4-9	搬出入経路の障害物は取り除くこと	
	4-10	家具、電気等の配置状況を確認し、衝突等が生じないように注意 すること	

搬出入	4-11	床、壁、柱、搬出入口等に品物が当たって傷つけないよう注意すること。必要な場合は、養生すること、また、発注者の立ち合いを求めること	
	4-12	作業品の破損・汚損に注意すること	
運転	4-13	(6)運転 6-1～6-10 と同じ	

### (5)駐輪場・駐車場

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
作業中	5-1	整理した自転車の安定に十分な注意を払うこと	
	5-2	利用者に対しては、挨拶・表情・態度・言葉使い等に気を付け、トラブルを避けるよう努めること	
	5-3	重量のある自転車の移動は、慎重に行うこと	

### (6)運転

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
運転一般	6-1	交通法規を遵守すること	
	6-2	狭い道での走行や対向車とのすれ違いの際は、細心の注意を払うこと	
	6-3	視野を広くとり、速度を落とす等の安全運転をすること	
	6-4	車のドアを開ける際は、後続車、自転車、歩行者等の安全確認をすること	
	6-5	車内は常に衛生を保ち、運転の支障になる物は置かないこと	
	6-6	積載物の重量、大きさ、積載方法を守り、走行中に荷物が落下しないよう固定をすること	
運搬	6-7	積み込み、積み下ろしの際は、障害物を取り除き、足元の良否を確認すること	
	6-8	残さい運搬時は、葉や枝が飛ばないように対策をすること	
	6-9	残さいの積み込み、積み下ろし時は保護帽(ヘルメット)を着用し、荷台での滑りや荷台からの転落に注意すること	
	6-10	積み込み、積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと	

## (7)大工・リフォーム、塗装

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
作業中	7-1	作業品や材料品を立て掛ける時は、倒れないように注意すること	
	7-2	有機溶剤類を使用する時は、換気をするほか、マスクや保護メガネ等適切な保護具を着用すること	
	7-3	塗料・溶剤等が目に入った場合は、適正な処置をすること	
	7-4	塗装作業時、塗料の種類と使用する色に注意すること	
	7-5	火気に注意を払うこと	
	7-6	踏み台や梯子等を不安定な場所に立てないこと	
	7-7	工具類を落とさないように注意すること	

## (8)内職

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
搬出入	8-1	搬出入経路の障害物は取り除くこと	

## (9)施設管理

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
一般	9-1	施設利用者には、親切丁寧な対応を心がけること	

## (10)学習教室

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
学習一般	10-1	教室・出入口の鍵類は、厳重に保管すること	
	10-2	教室・廊下・階段・出入口の安全を図ること	
	10-3	児童・生徒、保護者には親切丁寧な対応を心がけるとともに連絡は正確に行うこと	
	10-4	地震等の災害時には、児童・生徒の安全確保を最優先すること	

## (11)カート・カゴ回収

項目	管理番号	[安全作業のポイント]	チェック欄
カゴ・カート一般	11-1	3台以上のカートの移動は、連結ロープを必ず使用すること	
	11-2	カゴの集荷の際は、投げずに丁寧に扱い、指挟みに注意すること	

